

(3) 全州府 朝鮮半島全羅北道中央部、湖南平野の東辺からやや外れた盆地に位置する。

(4) 標古全 未詳。

(5) 鰻魚油 鰻魚には①あわび、②さめ、の意があり、ここでは②をさすか。

(6) 忠清道 忠清道。朝鮮半島中西部。現韓国に属す。

(7) 川平 石垣島の北西部、東シナ海に面し川平湾を擁する。

(8) 砍失 切断して失われる。

(9) 全羅道海南邑 全羅道は朝鮮半島の西南部、海南邑は全羅道の最南端に位置する。

(10) 鼎子 食物を煮たきする器か。

(11) 鑰匙 しんちゅう製のさじか。

2-157-07

国王尚灝より福建布政使司あて、福州を出港した琉球の難民豊里・与儀等の船二隻が未帰還のため探索を依頼する咨

(道光十三《一八三三》、八、四)

琉球国中山王尚(灝)、漂風難民の船隻を探問する事の為にす。査するに、道光十三年五月十六日、閩より回る貢船の都通事王宏遠・林奕海等の稟を抛くるに称す。「去年、本国の難民仲間・豊里・与儀等の船三隻、洋に在りて風に遭い、先後して福建・浙江に漂入し、転護せられて閩に到る有り。即ちに列憲の意を加え

て照料して撫恤し、口糧・行糧を支給し、遣発して回国せしむ。貢船両隻は、五月初八日に五虎門に在りて開船す。該三船も亦た將に汎に乗りて開駕せんとす」等の由あり。

続いて五月二十日に、該難民仲間等の坐する所の船一隻、本国に回来するも、該豊里・与儀等の坐する所の船両隻は、夏を過ぎ秋に至るも尚お未だ回ること有らず。恐らくは或いは閩地にて風に阻まるるか、抑も或いは開駕するも本国の属島に漂入するか、均しく定むべからず。倘し閩省に淹留する有らば、統折わくは、貴司の、仰ぎて皇上の遠人を懐柔するの至意を体し、早やかに遣発して回国せしむるを賜わらんことを。望むこと切なり。此れが為に貴司に備咨す。煩請わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光十三年(一八三三)八月初四日

2-157-08

国王尚灝の、接貢および朝鮮難民護送のため存留通事鄭元觀等に付した執照(道光十三《一八三三》、八、四)

琉球国中山王尚(灝)、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

照得するに、本爵は業に道光十二年秋に貢使耳目官向永昌・正議大夫鄭沢中等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。経に本爵、福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当り、例として応に船を撥りて接回すべし。此れが為に特に都通事魏永昌等を遣わす。梢役を帶領し、共に八九員名なり。海船一隻に坐駕し、前みて福建に至りて、皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京より回る使臣向永昌・鄭沢中・孫光裕と在閩の存留通事王得才等を接えて還国せしめんとす。

又、上年十二月初六、今年二月十三等の日、朝鮮国全羅道全州府及び海南邑の難人李寅秀・安順敬等九名、先後して本国に漂来する有り。経に飭して例に照らして館に発りて安頓し、糜餼・衣服等の件を給与し、撫恤して養贍す。

茲に該難人九名を將て搭解して閩に到らしむ。文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行に給照すべし。此れが為に王府、札字第二百五十七号の半印勘合の執照一道を給發して存留通事鄭元觀等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の閩津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 魏永昌 人伴四名

在船使者二員 翁宏熙 人伴八名
曹文俊

存留通事一員 鄭元觀 人伴六名

管船夥長・直庫二名 蔡士雄 慶得安

水梢共に六十五名

朝鮮国全州府の難人共に三名 船主李寅秀、水手李枝行・

李得哲

朝鮮国海南邑の難人共に六名 水手安順敬・康宗潤・梁仁彩・

崔得宝・尹明祿・金凡洛

右の執照は存留通事鄭元觀等に付し、此れを准けしむ

道光十三年（一八三三）八月初四日

注（一）表章 表は（一五五〇一）（一五五〇二）、章（奏）は（一五

五〇三）。

（二）鄭元觀 一七八九〜一八五一年。久米系鄭氏（古波藏家）十七

世。古波藏親雲上。道光二十八年（一八四八）正議大夫、申口

座に陞る。嘉慶二十年（一八一五）読書習礼のため福州へ赴き、

道光十三年に接貢船の存留通事、同二十四年に進貢二号船の都

通事、同二十八年に進貢の正議大夫として中国に渡航している。

道光七年、真和志間切古波藏の地頭に任ぜられる（家譜（二）

六二九頁）。

（三）慶得安 道光十三（一八三三）、十五年接貢の管船直庫。